別紙１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年４月１日

　　受注者の皆様へ

警告（注意）カードの運用について（一部改訂）

現場の安全対策において府監督職員が改善を指示すべき事項を認知したときは、警告（注意）カード[別添参照]を受注者（現場代理人）に交付します。

1. 現行は、平成30年11月1日付けの「警告（注意）カードの運用について」に基づき、安全管理において改善を指示すべき事項を認知したときは、安全対策に関する改善指示を行う場合、口頭に加えて「警告（注意）カード」を手渡す場合があるとしておりましたが、今回その運用を一部改訂します。

２．運用内容

・安全対策に関する改善指示を行う場合は、初回は口頭にて改善を指示しますが、指示を受けた場合、翌開庁日には監督職員に協議書（打合せ簿）にて改善報告を行っていただきます。

・改善が見られない場合は、「注意カード」を交付し、翌開庁日には監督職員に協議書（打合せ簿）にて改善報告を行っていただきます。

・「注意カード」交付後、改善が見られない場合は、「警告カード」を交付し、翌開庁日には監督職員に協議書（打合せ簿）にて改善報告を行っていただきます。

・さらに改善が見られない場合は、直ちに「改善指示書」を交付します。

・改善指示書の発行により、工事成績評定点は減点となります。

（参考）

　　　　　府監督職員が改善指示書による改善指示を行った場合の減点数

⇒監督職員が文書による改善指示を行った・・・・・・・・・・・・・・ ｄ評価（－２点）

⇒監督職員からの文書による改善指示に従わなかった・・・・・・ ｅ評価（－４点）

３．適用

　　　この取扱いは、令和４年４月１日時点で契約中の工事及び同日以降の契約工事を対象とし、同日以降に発生する事案について適用します。

なお、住宅建築局発注案件は除きます。